

## 規則等の案の概要

### 1 規則等の案の題名

静岡市屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）

### 2 規則等を定める根拠となる法令の条項

令和 4 年 2 月定例議会に上程した議案第 53 号「静岡市屋外広告物条例の一部改正について」（以下「条例案」という。）に記載のとおり。

### 3 改正の趣旨

条例案において追加される適用除外（条例第 6 条第 9 項）項目における、「公共的取組」の規定、許可の基準等を規則にて定める。

### 4 規則等の案の内容

#### （1）適用除外（条例第 6 条第 9 項）における「公共的取組」の規定（規則第 6 条の 3）

広告料収入を充てる公共的取組については下記の通りとする。

- ア 地域住民等が主体となって行う催物又は地方公共団体が支援する催物
- イ 修景施設、食事施設、歩行者の利便の増進に資する設備、避難誘導表示や海拔表示などの設置物の整備や維持管理
- ウ 都市再生特別措置法や都市公園法に定めのある施設等の整備又は維持管理

#### （2）許可申請の添付書類の追加（規則第 10 条第 3 項第 4 号）

掲出する広告物の広告料収入が、公共的取組に適正に充当されるかを審査するための図書を追加する。

#### （3）許可の基準の追加（規則別表 2 2（4））

一般的には掲出できない場所及び物件への掲出を認めるため、通常の見準より厳しい見準を定める。

- ア 特別規制地域に掲出する広告物について  
自家広告と同等の見準を満たすもの及び周辺環境に調和するものであること
- イ 禁止物件に掲出する広告物について  
当該禁止物件の機能を損なわないもの及び周辺環境に調和するものであること

### 5 規則等を施行する時期

令和 4 年 4 月 1 日